

第2 租税特別措置法関係

1 第42条の4《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

研究開発税制について、次の見直しが行われた。

- (1) 試験研究費の額について、次の見直しが行われた。
 - ① 試験研究のために要する費用の額で研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額が追加された。
 - ② 上記①の見直しに伴い、上記①の固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額が除外された。
 - ③ 上記①の見直しに伴い、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額が除外された。
 - ④ 新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外された。
- (2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度
 - ① 税額控除割合が、次の区分に応じたそれぞれ次の割合（上限10%）とされた。
 - イ ロ以外の場合……10.145%から、9.4%から増減試験研究費割合を減算した割合に0.175を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：2%）
 - ロ その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%
 - ② 法人の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度については、税額控除割合は、上記①にかかわらず、次の区分に応じたそれぞれ次の割合（上限14%）とされた。
 - イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハの場合を除く。）……10.145%に、その増減試験研究費割合から9.4%を控除した割合に0.35を乗じて計算した割合を加算した割合
 - ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハの場合を除く。）……10.145%から、9.4%からその増減試験研究費割合を減算した割合に0.175を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：2%）
 - ハ その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5%
 - ③ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例の適用期限が、令和5年3月31日まで2年延長された。
 - ④ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の税額控除額の上限について、当期の調整前法人税額の5%相当額を加算することとされた。
 - ⑤ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除額の上限の特例の適用期限が、

令和5年3月31日まで2年延長された。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

- ① 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例のうち税額控除割合を割り増す部分について、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の措置に見直され、その特例における逓増率が0.3から0.35に引き上げられた上、その適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された。
- ② 試験研究費割合が10%を超える場合の特例のうち税額控除割合を割り増す部分の適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された。
- ③ 上記(2)④と同様の見直しが行われた。
- ④ 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例のうち税額控除額の上限を引き上げる部分について、増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除く。）の控除上限額に当期の調整前法人税額の10%相当額を加算する措置とされた上、その適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された。
- ⑤ 試験研究費割合が10%を超える場合の特例のうち税額控除額の上限を割り増す部分について、増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度については適用しないこととされた上、その適用期限が令和5年3月31日まで2年延長された。

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

- ① 成果活用促進事業者との共同研究及び成果活用促進事業者への委託研究に係る税額控除割合が、25%とされた。
- ② 特定中小企業者等への委託研究について、次の見直しが行われた。
 - イ 委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限ることとされた。
 - ロ 委任契約等において、その試験研究の成果がその委託をする法人に帰属する旨（改正前：その試験研究の成果の帰属に関する事項）を定めなければならないこととされた。
- ③ 大学等との共同研究及び大学等への委託研究について、適用を受けようとする法人が中小企業者及び農業協同組合等以外の法人である場合におけるその契約又は協定に定めるべき事項に試験研究に要する費用の見込額が追加され、その見込額は50万円を超えるものに限ることとされた。